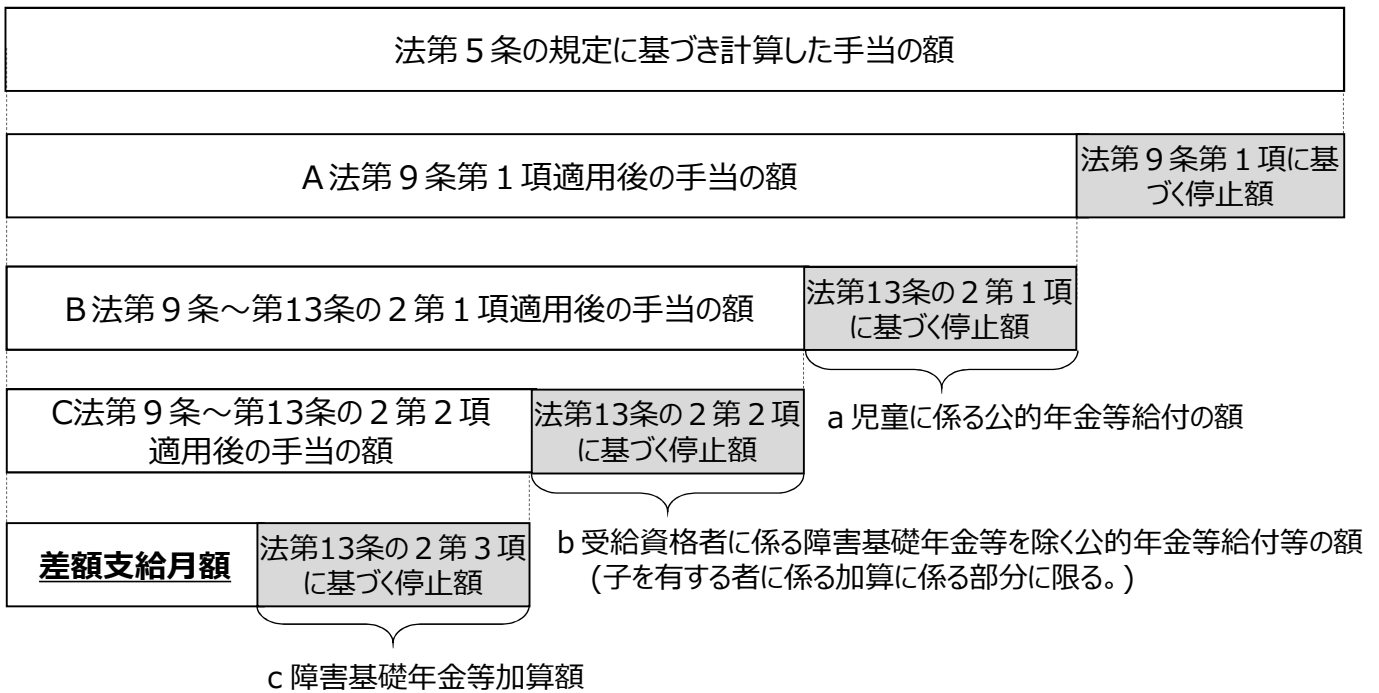


# 改正法の規定に基づく公的年金給付等との併給調整のイメージ

参考2

## 法第13条の2第1項から第3項までの規定による手当の支給制限

$$\text{差額支給月額} = A - a - b - c$$



※ ただし、a、b、cの額がそれぞれA、B、Cの額を超えた場合には、その時点で支給額は0円とし、それ以上の併給調整は行わない。

### a : 児童が公的年金給付等を受給できる又は父若しくは母の公的年金給付等の加算の対象となっている場合の児童に係る公的年金等給付の額の計算方法

- ① それぞれの児童に係る当該児童又は父若しくは母の公的年金給付等の月額相当額について計算する。それぞれの児童が2以上の公的年金給付等を受給できる又は加算対象となっている場合は、その額を合計する。
- ② 以下のア～ウの額を合計し、その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

### b : 受給資格者が障害基礎年金等を除く公的年金給付等を受給できる場合の児童に係る公的年金等給付等の額の計算方法

- ① それぞれの児童に係る受給資格者の障害基礎年金等を除く公的年金給付等(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の月額相当額について計算する。なお、遺族補償等の給付の額は0円とし、また、障害基礎年金等を除く公的年金給付等に子を有する者に係る加算がない場合には、0円とする。
- ② 以下のア～ウの額を合計し、その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

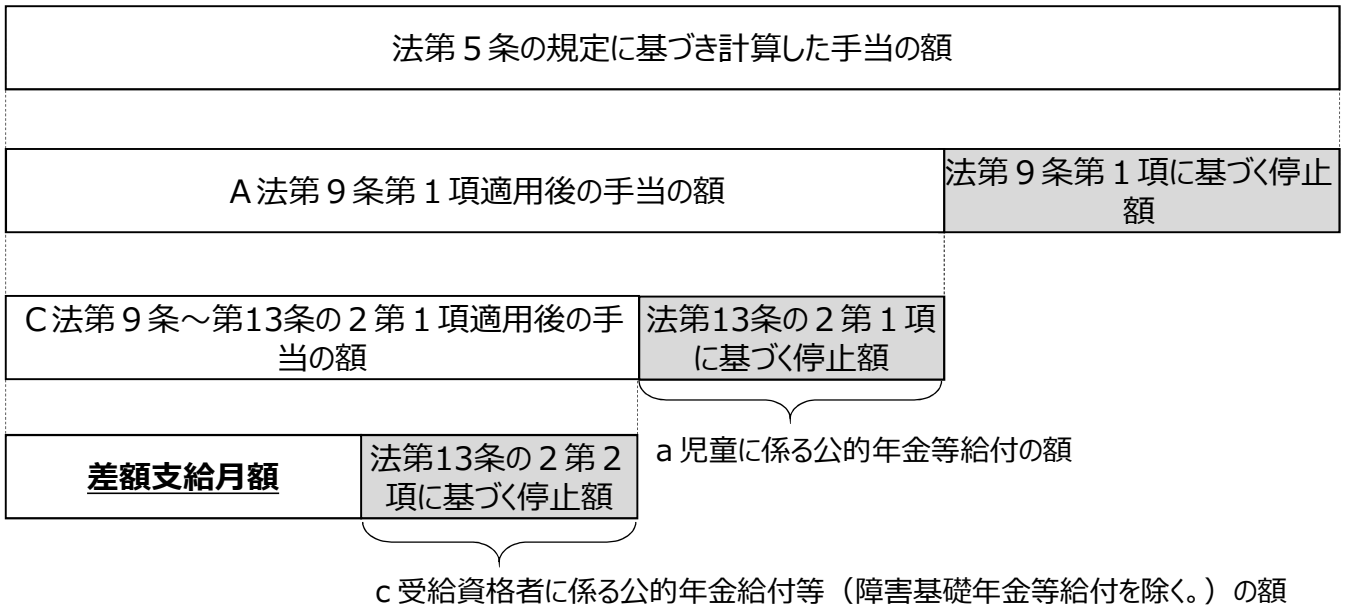
### c : 受給資格者が障害基礎年金等を受給できる場合の障害基礎年金等加算額の計算方法

- ① それぞれの児童に係る受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額相当額について計算する。
- ② 以下のア～ウの額を合計し、その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

ア	①の額が最も少ない児童(0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人)	①の額
イ	①の額がアの児童を除いて最も低い児童1人(0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人)	①の額が5千円以上の場合は5千円、5千円未満の場合は①の額
ウ	ア及びイ以外の児童	それぞれ①の額が3千円以上の場合は3千円、3千円未満の場合は①の額

**(参考) 法第13条の2第1項及び第2項の規定による手当の支給制限**

差額支給月額 = A - a - c



※ ただし、a、cの額がそれぞれA、Cの額を超えた場合には、その時点で支給額は0円とし、それ以上の併給調整は行わない。

**a : 児童が公的年金給付等を受給できる又は父若しくは母の公的年金給付等の加算の対象となっている場合の児童に係る公的年金等給付の額の計算方法**

- ① それぞれの児童に係る当該児童又は父若しくは母の公的年金給付等の月額相当額について計算する。それぞれの児童が2以上の公的年金給付等を受給できる又は加算対象となっている場合は、その額を合計する。
- ② 以下のア～ウの額を合計し、その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

ア	①の額が最も少ない児童（0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人）	①の額
イ	①の額がアの児童を除いて最も低い児童1人（0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人）	①の額が5千円以上の場合は5千円、5千円未満の場合は①の額
ウ	ア及びイ以外の児童	それぞれ①の額が3千円以上の場合は3千円、3千円未満の場合は①の額

**c : 受給資格者が障害基礎年金等を除く公的年金給付等を受給できる場合の公的年金等給付の額の計算方法**

- ① 受給資格者の障害基礎年金等を除く公的年金給付等の月額相当額について計算する。受給資格者が2以上の公的年金給付等を受給できる場合は、その額を合計する。
- ② ①の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

# 児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整の見直し後の差額支給額について

## 1. 受給資格者のみが障害基礎年金を受給している場合の計算例(児童1人の場合)

### ① 児童扶養手当月額額の算出

法第9条適用後の手当の月額	43,160円
---------------	---------

○ 法第9条第1項の規定に基づく所得制限適用後の手当額を算出する。

(例) 就労収入1,000,000円(年額) 障害年金額1,006,600円(年額)(基礎年金781,700円、子の加算224,900円) の場合  
 $43,160円 - \left[ (576,600円 - 870,000円) \times 0.0230559 + 10円 \right] = 43,160円$   
 0円

### ② 受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額額の算出

障害基礎年金等加算額の月額	18,740円
---------------	---------

○ 児童に係る受給資格者の障害基礎年金等加算額(障害基礎年金等のうち子を有する者に係る加算に係る部分の額をいう。以下同じ。)の月額相当額について計算する。※5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(例)  $224,900円 \div 12月 = 18,741.6\dots円 \approx 18,740円$

### ③ 支給停止額の算出

法第13条の2第3項に基づく支給停止額	18,740円
---------------------	---------

○ ①の額と②の額とで比較を行い、①の額が②の額以上の場合は、②の額を支給停止額とし、①の額が②の額未満の場合は、①の額を支給停止額とする。

(例)  $43,160円(①) > 18,740円(②) \Rightarrow 18,740円$

### ④ 差額支給月額額の算出

差額支給月額	24,420円
--------	---------

○ ①の額から③の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

(例)  $43,160円(①) - 18,740円(③) = 24,420円$

## 2. 受給資格者のみが障害基礎年金を受給している場合の計算例(児童3人の場合)

### ① 児童扶養手当月額額の算出

法第9条適用後の手当の月額	59,460円
---------------	---------

○ 法第9条第1項の規定に基づく所得制限適用後の手当額を算出する。

(例) 就労収入1,000,000円(年額) 障害年金額1,306,500円(年額)(基礎年金781,700円、子の加算224,900円×2、75,000円)の場合

$$43,160円 - \{ (874,875円 - 1,630,000円) \times 0.0230559 + 10円 \} = \underline{43,160円}$$

$$10,190円 - \{ (874,875円 - 1,630,000円) \times 0.0035524 + 10円 \} = \underline{10,190円}$$

$$6,110円 - \{ (874,875円 - 1,630,000円) \times 0.0021259 + 10円 \} = \underline{6,110円}$$

0円

### ② 受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額額の算出

障害基礎年金等加算額の月額(児童1)	6,250円
障害基礎年金等加算額の月額(児童2)	18,741.6...円
障害基礎年金等加算額の月額(児童3)	18,741.6...円

○ それぞれの児童に係る障害基礎年金等加算額の月額相当額について計算する。

(例) 224,900円 ÷ 12月 = 18,741.6...円、75,000円 ÷ 12月 = 6,250円

### ③ 支給停止額の算出

	児童 1	児童 2	児童 3	計
法第13条の2 第3項に基づく支給停止額	6,250円	5,000円	3,000円	14,250円

- ア ②の額が最も低い児童 1 人(最も低い児童が 2 人以上にいるときは、そのうちの 1 人)については、②の額を支給停止額とする。  
イ ②の額がアの児童を除いて最も低い児童 1 人(最も低い児童が 2 人以上にいるときは、そのうちの 1 人)については、②の額が5,000円以上の場合は5,000円を、5,000円未満の場合は②の額を支給停止額とする。  
ウ ア、イで比較を行った以外の児童については、②の額が3,000円以上の場合は3,000円を、3,000円未満の場合は②の額を支給停止額とする。  
エ ア～ウの額を合計する。  
※ 5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- (例)ア 6,250円 < 18,741.6...円 ⇒ 6,250円  
イ 18,741.6...円 > 5,000円 ⇒ 5,000円  
ウ 18,741.6...円 > 3,000円 ⇒ 3,000円  
エ 6,250円 + 5,000円 + 3,000円 = 14,250円

### ④ 差額支給月額算出

差額支給月額	45,210円
--------	---------

- ①の額から③の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。  
(例) 59,460円(①) - 14,250円(③) = 45,210円

### 3. 受給資格者のみが障害基礎年金及び障害厚生年金を受給している場合の計算例(児童1人の場合)

#### ① 児童扶養手当月額額の算出

法第9条適用後の手当の月額	39,000円
---------------	---------

○ 法第9条第1項の規定に基づく所得制限適用後の手当額を算出する。

(例) 就労収入0円 障害年金額2,006,600円(年額)(基礎年金781,700円、子の加算224,900円、厚生年金1,000,000円)の場合  
43,160円 -  $\{ (1,049,950円 - 870,000円) \times 0.0230559 + 10円 \} = 39,000円$

#### ② 受給資格者の公的年金給付等合算額(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の月額額の算出

公的年金給付等合算額の月額	0円
---------------	----

○ 児童に係る受給資格者の公的年金給付等合算額(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の月額相当額について計算する。

※ 5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(例)  $0円 \div 12月 = 0円 \div 0円$

#### ③ 支給停止額の算出

法第13条の2第2項に基づく支給停止額	0円
---------------------	----

○ ①の額と②の額とで比較を行い、①の額が②の額以上の場合は、②の額を支給停止額とし、①の額が②の額未満の場合は、①の額を支給停止額とする。

(例)  $39,000円(①) < 0円(②) \Rightarrow 0円$

#### ④ 差引後手当額の算出

差引後手当額	39,000円
--------	---------

○ ①の額から③の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

(例)  $39,000円(①) - 0円(③) = 39,000円$

⑤ 受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額算出

障害基礎年金等加算額の月額	18,740円
---------------	---------

- 児童に係る受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額相当額について計算する。  
※ 5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。  
(例)  $224,900円 \div 12月 = 18,741.6\dots円 \div 18,740円$

⑥ 支給停止額の算出

法第13条の2第3項に基づく支給停止額	18,740円
---------------------	---------

- ④の額と⑤の額とで比較を行い、④の額が⑤の額以上の場合は、⑤の額を支給停止額とし、④の額が⑤の額未満の場合は、④の額を支給停止額とする。  
(例)  $39,000円(④) > 18,740円(⑤) \Rightarrow 18,740円$

⑦ 差額支給月額の算出

差額支給月額	20,260円
--------	---------

- ④の額から⑥の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。  
(例)  $39,000円(④) - 18,740円(⑥) = 20,260円$

#### 4. 受給資格者のみが障害補償年金及び障害厚生年金を受給している場合の計算例(児童2人の場合)

##### ① 児童扶養手当月額額の算出

法第9条適用後の手当の月額	45,480円
---------------	---------

○ 法第9条第1項の規定に基づく所得制限適用後の手当額を算出する。

(例) 就労収入700,000円(年額) 障害補償年金額2,000,000円(年額) 障害厚生年金600,000円(年額) の場合  
 $43,160円 - \{ (1,545,000円 - 1,250,000円) \times 0.0230559 + 10円 \} = \underline{36,350円}$   
 $10,190円 - \{ (1,545,000円 - 1,250,000円) \times 0.0035524 + 10円 \} = \underline{9,130円}$   
 295,000円

##### ② 受給資格者の公的年金給付等合算額(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の月額額の算出

公的年金給付等合算額の月額(児童1)	0円
公的年金給付等合算額の月額(児童2)	0円

○ それぞれの児童に係る受給資格者の公的年金給付等合算額(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の月額相当額について計算する。

(例) 障害厚生年金は「子を有する者に係る加算」がないため、0円となる。

##### ③ 支給停止額の算出

	児童1	児童2	計
法第13条の2第2項に基づく支給停止額	0円	0円	0円

○ ア ②の額が最も低い児童1人(最も低い児童が2人以上にいるときは、そのうちの1人)については、②の額を支給停止額とする。

イ ②の額がアの児童を除いて最も低い児童1人(最も低い児童が2人以上にいるときは、そのうちの1人)については、②の額が5,000円以上の場合は5,000円を、5,000円未満の場合は②の額を支給停止額とする。

ウ ア、イの額を合計する。

※ 5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(例)ア 0円 = 0円 ⇒ 0円 イ 0円 < 5,000円 ⇒ 0円 ウ 0円 + 0円 = 0円



#### ④ 差引後手当額の算出

差引後の手当額	45,480円
---------	---------

○ ①の額から③の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

(例) 45,480円(①) - 0円(③) = 45,480円

#### ⑤ 受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額の算出

障害基礎年金等加算額の月額(児童1)	0円
障害基礎年金等加算額の月額(児童2)	0円

○ それぞれの児童に係る受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額相当額について計算する。

(例) 障害補償年金は「子を有する者に係る加算」がないため、0円となる。

#### ⑥ 支給停止額の算出

	児童1	児童2	計
法第13条の2第3項に基づく支給停止額	0円	0円	0円

○ ア ⑤の額が最も低い児童1人(最も低い児童が2人以上にいるときは、そのうちの1人)については、⑤の額を支給停止額とする。

イ ⑤の額がアの児童を除いて最も低い児童1人(最も低い児童が2人以上にいるときは、そのうちの1人)については、⑤の額が5,000円以上の場合は5,000円を、5,000円未満の場合は⑤の額を支給停止額とする。

ウ ア、イの額を合計する。

※ 5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(例)ア 0円 = 0円 ⇒ 0円 イ 0円 < 5,000円 ⇒ 0円 ウ 0円 + 0円 = 0円

#### ⑦ 差額支給月額の算出

差額支給月額	45,480円
--------	---------

○ ④の額から⑥の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

(例) 45,480円(④) - 0円(⑥) = 45,480円

## 5. 児童が父及び母の障害基礎年金の加算対象となっている場合の計算例(児童 1 人の場合)

### ① 児童扶養手当月額額の算出

法第9条適用後の手当の月額	43,160円
---------------	---------

○ 法第9条第1項の規定に基づく所得制限適用後の手当額を算出する。

(例) 障害年金額1,006,600円(年額)(基礎年金781,700円、子の加算224,900円) の場合  
$$43,160円 - \frac{(226,600円 - 870,000円) \times 0.0230559 + 10円}{0円} = 43,160円$$

### ② 児童に係る公的年金給付等合算額の月額の算出

公的年金給付等合算額の月額	18,740円
---------------	---------

○ 児童に係る公的年金給付等合算額の月額相当額について計算する。

(例)  $224,900円 \div 12月 = 18,741.6\dots円 \approx 18,740円$

### ③ 支給停止額の算出

法第13条の2第1項に基づく支給停止額	18,740円
---------------------	---------

○ ①の額と②の額とで比較を行い、①の額が②の額以上の場合は、②の額を支給停止額とし、①の額が②の額未満の場合は、①の額を支給停止額とする。

(例)  $43,160円(①) > 18,740円(②) \Rightarrow 18,740円$

### ④ 差引後手当額の算出

差引後の手当額	24,420円
---------	---------

○ ①の額から③の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

(例)  $43,160円(①) - 18,740円(③) = 24,420円$

⑤ 受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額算出

障害基礎年金等加算額の月額	18,740円
---------------	---------

○ 受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額相当額について計算する。

(例)  $224,900円 \div 12月 = 18,741.6\dots円 \div 18,740円$

⑥ 支給停止額の算出

法第13条の2第3項に基づく支給停止額	18,740円
---------------------	---------

○ ④の額と⑤の額とで比較を行い、④の額が⑤の額以上の場合は、⑤の額を支給停止額とし、④の額が⑤の額未満の場合は、④の額を支給停止額とする。

(例)  $24,420円(④) > 18,740円(⑤) \Rightarrow 18,740円$

⑦ 差額支給月額の算出

差額支給月額	5,680円
--------	--------

○ ④の額から⑥の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

(例)  $24,420円(④) - 18,740円(⑥) = 5,680円$

6. 児童が遺族厚生年金、受給資格者が障害基礎年金(子の加算を除く)を受給している場合の計算例(児童1人の場合)

① 児童扶養手当月額算出

法第9条適用後の手当の月額	43,160円
---------------	---------

○ 法第9条第1項の規定に基づく所得制限適用後の手当額を算出する。

(例) 就労収入1,000,000円(年額) 障害基礎年金額781,700円(年額) 遺族厚生年金額120,000円(年額) の場合  
 $43,160円 - \left[ (351,700円 - 870,000円) \times 0.0230559 + 10円 \right] = 43,160円$   
0円

② 児童に係る公的年金給付等合算額の月額算出

公的年金給付等合算額の月額	10,000円
---------------	---------

○ 児童に係る公的年金給付等合算額の月額相当額について計算する。

(例)  $120,000円 \div 12月 = 10,000円$

③ 支給停止額の算出

法第13条の2第1項に基づく支給停止額	10,000円
---------------------	---------

○ ①の額と②の額とで比較を行い、①の額が②の額以上の場合は、②の額を支給停止額とし、①の額が②の額未満の場合は、①の額を支給停止額とする。

(例)  $43,160円(①) > 10,000円(②) \Rightarrow 10,000円$

④ 差引後手当額の算出

差引後の手当額	33,160円
---------	---------

○ ①の額から③の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

(例)  $43,160円(①) - 10,000円(③) = 33,160円$

⑤ 受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額算出

障害基礎年金等加算額の月額	0円
---------------	----

○ 受給資格者の障害基礎年金等加算額の月額相当額について計算する。

(例) 子の加算額を受給していないため、0円となる。

⑥ 支給停止額の算出

法第13条の2第3項に基づく支給停止額	0円
---------------------	----

○ ④の額と⑤の額とで比較を行い、④の額が⑤の額以上の場合は、⑤の額を支給停止額とし、④の額が⑤の額未満の場合は、④の額を支給停止額とする。

(例) 33,160円(④) > 0円(⑤) ⇒ 0円

⑦ 差額支給月額の算出

差額支給月額	33,160円
--------	---------

○ ④の額から⑥の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

(例) 33,160円(④) - 0円(⑥) = 33,160円

## 7. 受給資格者のみが障害厚生年金(3級)を受給している場合の計算例(児童1人の場合)

### ① 児童扶養手当月額額の算出

法第9条適用後の手当の月額	43,160円
---------------	---------

○ 法第9条第1項の規定に基づく所得制限適用後の手当額を算出する。

(例) 就労収入0円 障害厚生年金額586,300円(年額) の場合  
 $43,160円 - \frac{(0円 - 870,000円) \times 0.0230559 + 10円}{0円} = 43,160円$

### ② 受給資格者に係る公的年金給付等合算額の月額額の算出

公的年金給付等合算額の月額	48,860円
---------------	---------

○ 受給資格者の公的年金給付等合算額の月額相当額について計算する。

※ 5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(例)  $586,300円 \div 12月 = 48,858.3\cdots円 \div 48,860円$

### ③ 支給停止額の算出

法第13条の2第2項に基づく支給停止額	43,160円
---------------------	---------

○ ①の額と②の額とで比較を行い、①の額が②の額以上の場合は、②の額を支給停止額とし、①の額が②の額未満の場合は、①の額を支給停止額とする。

(例)  $43,160円(①) < 48,860円(②) \Rightarrow 43,160円$

### ④ 差額支給月額額の算出

差額支給月額	0円
--------	----

○ ①の額から③の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

(例)  $43,160円(①) - 43,160円(③) = 0円$